互酬と再分配の連結を意図する非営利 事業組織をめぐる考察~福祉・生活支援を 軸としたマルチステークホルダー型の協同組 合組織(日本・イタリア)の事例をふまえて

田中 夏子

1 研究目的

日本の、地域、生活、産業・労働等に関わる諸政策は、あらゆる場面で分断的様相が強められており、しかもそこに市民事業がソフトな形で位置付けられる流れにある。これまで「地域共生社会」の名のもと、6回にわたって介護保険法改定が重ねられてきたが、以前から「共生」を参加型で構築すべく奮闘してきた市民は、その活動基盤となる制度の縮小に危機感を募らせると同時に、その縮小に際して市民に大きな期待が寄せられていることに困惑を表明している。市民側の連帯は不可欠だが、その互酬的領域の拡充を、公共が責任をもって担う再分配機能の強化へと連結させる社会的仕組みとはいかなるものか、その検討が本研究の目的とするところである。

上記のような互酬と再分配の連結は、「補完性原理」のもと、EUでは一般化した手法となっている。特に、日本の地方都市同様、暮らしや就労の維持に困難を抱えるイタリアの小規模自治体では、自治体と市民活動とが大幅に重なり合う形での地域運営が試みられている。本研究では、その具体的な表れとして、イタリアの小規模自治体で近年活発化しているコミュニティ協同組合を事例に、「互酬的」市民事業の自律的展開と、それが制度的な認知を獲得するにいたる過程、またそれが一定の制度化以降どのようなジレンマを抱えているのか等についても、補助線的な比較検討の対象に据える。

2 助成研究と上記の探究課題の関連

上記の研究目的を達成するための、本助成研究 による事例研究と理論的考察は、下記の役割を担 う。

(1) 日本の事例検討・理論的考察の役割

本助成の研究対象となる福祉領域のマルチステーク型の協同組合組織(高齢者生活協同組合や福祉クラブ生協等)は、現在、高齢者福祉に留まらず、生活困窮者、障害者、若年含む全世代対象の就労支援・社会参加伴走等、幅広い「当事者」とともに、「尊厳ある暮らしと仕事の構築」をめざした活動・事業を実施している。従来の狭義の「互酬」が、狭域「地域」を足場とする、直接的な互酬(「顔の見える関係」)をベースにしつつも、より広域的な相互行為と資金循環とを備えることで、市民事業の耐久力を拡充することが可能となるからだ。

さらに、まだ都市部に限られるものの、市民拠 出の基金等の出現(例として、神奈川県の生協運 動に由来する「かながわ生き活き市民基金」等) も合わせると、垂直的な再分配とは異なる「見知 らぬもの相互行為」を含めた市民的分配(水平的 分配)の基盤も形成されつつあるといえよう。

しかしながら、市民社会の狭域、広域の互酬や水平的分配を拡充するのみでは、今日の課題への対応方法として問題を残す。上記のことが市民社会の中で自己完結するにとどまらず、公的な対応へとつなぐ社会運動機能を有さなければ、活動や事業は息切れ、破綻する。

この点を検証(実態と評価)することは、第一に「互酬」概念の拡張、第二に市民社会による「水平的再分配」強化の意義と課題、第三に「互酬」に依存する国の「共生」政策の限界、第四に、市民社会が蓄積した互酬と水平的再分配を公的対応につなぐために必要なことを明確にすることにつながる。

(2) イタリアの事例検討の役割

イタリアでは順調に推移したかに見えた地方分権の流れが、EUの緊縮政策が強化される2000年代後半から、急速に「再国家化」され、特に周辺部に位置する小規模自治体の地域運営に大きな影響をもたらした¹。

こうした流れのもと、住民らが福祉、生活支援、環境保全、文化財修復、社会的観光、再生可能エネルギー、公共交通等を担う事業組織を、コミュニティ協同組合として立ち上げるケースが散見されるようになった。近年になると、そうした活動に対する公的支援を提供する州法の設立が相次ぎ、2017年10月には山間部の小規模自治体を対象とした「ボルギ保全法」が制定される等、制度化が急速に進行している。制度化に際しては協同組合全国組織や環境保全団体等の市民運動が息の長い支援を展開し、各地の州法づくりにも協力してきた。

地域へのアイデンティティを基盤とした「互酬」ベースの自律的な市民事業が、制度化を経て公共的な課題の対応者としての社会的認知を得た。その後、コミュニティ協同組合の広がりは一度停滞するも、イタリア中部地震の復興プロセスで再度評価され、2018年夏以降被災地での設立が相次いでいる。またそのバックアップとして、協同組合の全国連合組織が、基金造成、事業のスタートアップ助成、地域での熟議のコーディネート等、ハード・ソフトの伴走をしている²。

しかし、州レベルの制度整備を、国レベルの制度につなげることについては、関係者の間で意見

が分かれている。これらの現状を捉えることで、 市民実践のもとで育てた互酬や水平的再分配の、 制度的な再分配への連結が持つ課題も視野に入れ たい。

3 本研究の仮説的な枠組み

本研究の目的は、「2」に記した問題意識を背景として、社会政策、特に福祉領域において、互酬的領域の拡充を、公共が責任をもって支える再分配機能の強化へと連結させる社会的仕組みとはいかなるものかを探求することにある。

現在の日本の政策動向を見ると、「2040年:多元的社会における地域包括ケアシステム―「参加」と「協働」でつくる包摂的な社会―」(2019年3月)等に象徴的にみられるとおり、社会保障制度の維持が基礎自治体の責任に委ねられ、かつ「地域の自発的なグループやNPO、ソーシャルビジネス」「地域の課題解決のデザインを協議するような場を構築」「地域づくりも多様な資源の組み合わせで対応する時代」「小規模多機能型居宅介護を地域づくりの拠点」といったキーワードのもと、「包摂的な社会づくり」を自己責任やコミュニティの責任、そして非営利・協同の事業組織の責任に丸ごと帰す発想が益々濃厚となっている。

こうした中、住民当事者のニーズを反映して設立・運営されてきた福祉領域の事業主体が、上記の政策動向に抗する運動性を活動の核として備えながら、事業の安定性・持続性を確保していくためにどのような課題があるのか、またその課題対応がいかにして可能なのか、とりわけ、マルチステークホルダーと言われる、就労組合員と事業利用組合員(直接利用しているメンバーだけでなく、潜在的利用者も含む)、両者の参画を重視する事業組織に焦点を当て研究することとした。

なお、マルチステーク型に着目する理由として、 本助成申請段階では、①事業提案・構築段階から 幅広い市民の参加を得て事業を運動的な視点をも って育てていくことができる仕組みであること、

¹ 田中夏子「イタリアにおける『再国家化』下の小規模自治体(コムーネ)と市民社会」都市計画学会『都市計画』 334号、2018年9月、pp.44-49

² 田中夏子「イタリアの小規模な町におけるコミュニティ協同組合の取り組みを通じた自治・仕事・暮らし」都市 計画学会『都市計画』347号、2020年11月、pp.48-53

②このことが「市民的公共性」をはぐくみ、「互酬」を「再分配」につなげる運動の契機となりうること等の仮説があったからである。

4 助成研究報告

(1)協同組合由来のマルチステーク型組織への取り組み~参照点としての「アビリティクラブたすけあい」(ACT)と「福祉クラブ生協」

マルチステーク型の非営利・協同組織は、日本において法的枠組みが確立されていないため、様々な団体が既存の法人格を利用しながらマルチステークの内実の確保に努めている。その際、マルチステークを志向する各団体が意図しているのは、利用者を「福祉の共同生産者」「当事者(その人を抜きにしてものごとを進めることは道理に合わない存在)」と位置づけ、制度に振り回されるのに先んじて、必要なサービスを、自分たちで生み出し、当初は手弁当ではじめざるを得なかったとしても、それを運動的に社会化、制度化していくことにある。

そうした組織の事例からみたい。サービス利用の有無に関わらず、市民が幅広く会員となり事業を支えるケースとして、生活クラブ生協に端を発する「アビリティクラブたすけあい(=以下、ACT)」(東京)や、「福祉クラブ生協」(神奈川)が存在する。

このうち「特定非営利活動法人 ACT」の設立趣意書(1999年)³には、「(市民が) 自分たちの生活に必要な知恵と仕組みを、市民自らがつくる相互支援システム」の構築をめざすとし、介護保険事業参入に際しては、「これまでの会員対象のサービスを広く社会一般に開き、社会全体のシステムにしていく」ことを通じて「新しいたすけあいの文化を築く」としている。その具体化のために、5,840人(2019)の会員(利用側・サービス提供側、両者含む)及び、43のワーカーズ・コレクティブ(2019)、ワーカーズ・コレクティブの

ワーカー1,445人(2019)といった構造で、会員の約25%が、ワーカーズ・コレクティブのメンバーとして事業を担う。

また福祉クラブ生協は、1989年の設立の動機と して、国の制度やシルバービジネス等市場に対し て「受け身ではなく、自分たちで自分たちが必要 とするサービスをつくる、それに替同する人たち が集まり、新たな協同組合をつくる」ことで、「参 加型」の「コミュニティ・オプティマム」をめざ すとした4。その目的のもと、自らを「ワーカー ズ・コレクティブがつくる生協しと規定し、「生 協の各種サービスの実働組織 | (=ワーカーズ・ コレクティブ)と「生協の組合員組織」とを「生 協参加の方法 | と定めている。組合員は、「運動体 | としてのワーカーズ・コレクティブを自ら構成し、 福祉クラブ生協と事業委託契約を結んで組合員に サービス提供を行なう。組合員数16.434名(2015 年度)に対し、ワーカーズ・コレクティブ数は 108団体、ワーカーズとして働くメンバーは3.385 人(2016年3月)であり、組合員の20.1%がワー カーズ・コレクティブの担い手でもある。生協の 理事も職員理事を除くとワーカーズ・コレクティ ブの代表によって構成される。

上に見た両団体ともに、市民視線で必要なサービスを、提供側にとっても利用側にとっても持続可能な形で提供する。ここでは、会員は3種に分かれる。第一は福祉サービス利用者。第二は、現在利用しなくとも、自分たちで望ましいサービスを構築するべく、ワーカーズ・コレクティブに参加する組合員。第三は、現時点ではサービス利用者ではなく、またワーカーズのメンバーでもないものの、あるときはゆるやか(福祉クラブにおける地域ごとの茶話会・ふくし祭りへの参加等)に、あるときは濃厚に(ACTにおける「まちの縁側」でのランチづくりボランティア等)組織と関わる組合員である。

こうした層の厚みと組織関与の回路の太さと が、マルチステーク型の組織を、事業者視点に限

³ 本設立趣意書は、特定非営利活動法人となった際の設立趣意書であるが、任意団体としては1992年から活動してきた。

⁴ 関口昭男「ワーカーズ・コレクティブがつくる福祉専門生協〜福祉クラブ生協とは何か」田中秀樹編『協同の再発見〜小さな協同の発展と協同組合の未来』家の光協会、2017年、pp.130-131

定せず、市民化するために必須であり、かつ事業 組織としての耐久力ともなるのではないかと考え る。

(2) 高齢者生活協同組合の組織形態と機能

福祉事業に関わる協同組合として、上に見た両団体以外にも、マルチステークへの志向が様々な形で試みられている。以降では、高齢者生活協同組合(=以下、高齢協)を事例として、マルチステークホルダー性の特徴をさらに検討していく。

高齢協は、もともと労働者協同組合等で働いていたメンバーが仕事から退いても、社会から孤立せずに地域とつながり、必要となれば安心して福祉サービスを利用できるよう、また年金+アルファとなる小規模な仕事に取り組む場が必要だとの思いで生み出され、「福祉」「仕事おこし」「生きがい」を事業目的とする。日本国内に21組織があり、組合員総数は約47,000人(就労組合員および事業利用や組合員活動を行なう非就労組合員の合計)、事業高は合計72億円となっている(2019年度)。

各高齢協の設立に際しては、それぞれ独自の経緯があり、地域ごとに多様な社会的ネットワークと課題意識に依拠して活動が行われてきた。例えば福岡、愛知、三重は労協の母体であった労働組合(全日自労)がベースにある。また和歌山は日本のソーシャルファームの先駆けである精神障がい者の運動、「麦の郷」が母体となった。さらに、新潟は労協とは異なる市民運動(環境や反貧困)から出発している。長野県の場合は労協ながのの他、厚生連労働組合や佐久総合病院、県内の消費生協等、複数の組織が発足を主導した。

全国的なネットワーク組織としては日本高齢者 生活協同組合連合会が存在する。同連合会は、日 本労働者協同組合連合会に加盟し、特に研修や「協 働労働」推進のための地域組織づくり等において、 労協連と密な連携をとる。加盟組織間では、高齢協としての将来的な方向性を共有(「認知症の一人歩きが当たり前の地域づくり」「高齢協ブランドの(介護)保険外サービス)」「社会連帯・つながりの場・人」等)した上で、これら大きな方向付けを、各単協が、自分たちのネットワークや資源を活用して具体化し、その実践手法や意味付けを、折々の研修や会議で交流する。総じて、ゆるやかなネットワークである。

筆者は、福岡、和歌山、愛知、沖縄、新潟、長野の高齢協についてヒアリングを行ったが、ここでは筆者のコミットメントが強い長野県高齢者生協を例に記述する。

(3) 長野県高齢者生協

①概要(2020年3月末段階)

まず基礎データを挙げたい。組合員数は4,091 名、うち就労組合員287名(常勤74名・非常勤158 名・登録型55名)、事業拠点は長野県長野市・松 本市・佐久市・下伊那郡下條村の4か所であり、 事業高は、ここ数年約7億円で推移している。事 業内容は、介護サービス(居宅介護支援、訪問、 通所、小規模多機能、介護予防)、高齢者の交流 施設の管理・運営(指定管理事業)、配食サービス、 生活支援サービス等だ。

②意思決定機構における就労組合員と地域組合員 の割合

前述のように、高齢者生協は労働者協同組合運動への共鳴がベースにあり、「生活協同組合」と「労働者協同組合」の性格を併せ持つため、通常の生協組織と異なり、意思決定を行なう際は、就労組合員と地域組合員(非就労)がほぼ拮抗する構成である(表1)。実際の就労組合員率は組合員全体の7.5%だが、事業を担い、生活をそこに賭けている就労組合員の意見反映度が強い構造だ。

表 1 長野県高齢協における意思決定機構における就労組合員と地域組合員の割合 (特に数値上の枠組みはないものの、選出にあたっては就労組合員、地域組合員のバランスを考慮)

理事会(月一回)	4割が就労組合員理事、6割が地域組合員理事
総代会(年一回)	6割が地域組合員、4割が就労組合員
地区別会議(月一回)	就労組合員と地域組合員の構成は地区によって多様
組織全体のバランス	非就労組合員3,700名に対し、就労組合員は約300名、就労組合員率7.5%

田中作成

③日常運営における就労組合員と地域組合員の活動(長野県高齢者生協 地区別の取り組み例)

高齢協の場合、その事業内容が、介護保険事業を軸とする福祉や配食領域であるため、消費生協と異なり、地域組合員全員が日常的に事業利用(食品等の購買)を行なっているわけではない。また、医療生協のように班を構成して、定期的に出資や健康に関わる取り組みを行なうといった活動も見られない。この点、生協としては、積極層が限定的で「組合員活動」の脆弱さが課題であることは、長野県高齢協に限らず、ヒアリング対象となった関係者の一致する意見である。

とはいえ、市民の自由な発想と活動がここに持ち込まれ、生協がその活動に様々なインフラを提供する中で、自主管理型の市民活動が、地域への発信力を備え、継続してきたことは、大きな特徴といえよう。

上記の点について、長野県高齢協の東信地域センターの取り組みを例に確認しておこう(図1)。前述のように、同協同組合は、全県4,000人の組合員を擁するため、県内4地区(北信、南信、中信、東信)に分割し、地域ごとに事務局を設置して事業と組合員活動を展開する。単協にそれぞれ独自性があるように、長野県高齢協の場合、地域センターによっても活動の組み立てや事業構成が多様であり、全県単位で統一的な特徴を描けるわけではない。

そのため、ここでは、組合員活動を事業に先んじて実施していた東信センターを事例にみていく。東信センター(組合員数約600名)では、小規模多機能居宅介護、介護予防(市からの受託事業)、配食(行政からの受託のみならず、個人・企業むけの配食)の3種の事業を運営しており、これら事業利用者の組合員率は5~9割である。地域組合員で、日常的な事業利用を行なっていない場合には、もっぱら組合員活動への参加が主となる。自主企画・自主運営型のサークル活動が数多く存在し、年間の延べ参加者数は1,160人

(2019) だが、他方で事業利用もなく、活動にも参加しない層も相当数存在する。とはいえ、事業を支える中堅の就労組合員と、地域の諸問題にアンテナを張りネットワークも豊富な高齢期の地域の組合員とが、日常的に議論の場を持つ意味は次の述べるように、小さくないと考える。

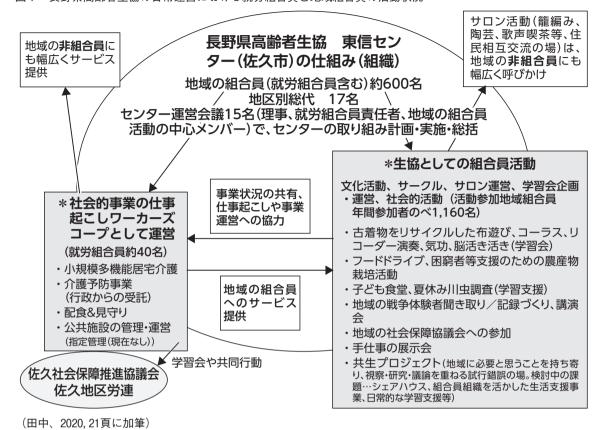
図に示した地区センター機能の特徴は、以下3つにまとめられる(田中、2020)。

第一に、センターは、地域の組合員が、自分たちの暮らしの課題や困りごと、関心を持ち寄り、学びを通じて活動や事業を生み出していくための場を提供すること、またそうした拠点があることで、サークル活動が潤沢に生み出され、組合員相互の交流も活発化すること(社会的関係資本の蓄積)

第二に、働く組合員と地域組合員が、共に事業を構想し、運営すること。日常的な運営はもっぱら就労組合員が担うが、事業の現状(事業利用の動向や「ヒヤリハット」等職務上のリスクとその対処方法、利用拡大の戦略等、細やかな共有がなされる)、課題(特に困難事例)、経営データ(事業高、経費支出や剰余の推移)を地域組合員が共有し、意見交換の場を毎月設けていること、ときには介護予防事業の有償ボランティアスタッフとして事業協力も行なうこと⁵(インフォーマルな経営資源の活用)。

第三は、社会保障の充実や平和、環境保全、反 貧困等、社会的課題に関わる対応を行なうこと。 地域の諸団体と積極的に連携し、事務局的な役割 も厭わないこと(社会運動機能)等が特徴である。 特に第一として挙げたサークルが主となって地域 住民に開かれた地域祭りを企画・運営したり、市 民運動団体や労働組合と連携して反戦・平和に関 わるイベントの共催も担う、いわば「組織の外」 との回路も太くしている。

⁵ 介護予防事業は一定の専門性を要する事業であり、ボランティア対応は本来望ましくないものの、市からの委託費には人件費は入っていない。介護保険制度の「改革」(= 縮小)の結果、住民の「互助」に切り替えられていく流れの一つである。しかしこうした事業も受託することによって、地域に潜在するニーズを読み取り、ボランティアに依存する制度に対し、改善提案をしていこうというのが、高齢協内での、本事業の位置づけである。



(4) 考察〜期待される機能発揮に際しての課題 とは何か

だが、上記の述べたことは飽くまで一つの地域で展開した実績を振り返るものであり、これらが、組織全体で共有され、安定的な機能として十全に発揮されるには、課題が多いことは明らかである。

「3」で仮説的に提示した2点に立ち返って、 その充足度をみると次のようになろう。

①事業提案・構築段階から運動的な視点をもって 事業を育てていくことができる仕組みか否か…

高齢者生協の場合、新規事業の提案、構築、あるいは既存事業の立て直しに際して、地域組合員は、意見提示だけでなく、自身が奔走して資源を調達し、これまでの人生で培ったネットワークを活用して、事業の利用拡大を呼びかける等、就労組合員とともに実践的な関与を深め、経済的にも労力的にも尽力する傾向は強い。その意味で、地域組合員は「事業を育てる」担い手ともなりうる

(「共同生産者」としての地域組合員)。上記の理由から、事業の「市民性」を確保し、経営を下支えする機能について、マルチステークホルダー型の組織運営は有効性を持つ。

しかし、こうした当事者意識をもって運動的に 組合事業を支える組合員は、組織の創成期からコ ミットする高齢化した一部の積極層に限られるこ とも事実である。

②マルチステークホルダー型の仕組みは、「市民的公共性」をはぐくみ、「互酬」を「再分配」につなげる運動の契機となるか否か…

当初は、「互酬的」な活動の蓄積が、「事業」に 転換し、その「事業」実績をもって、制度につな げるというサイクルを仮定した。しかしながら、 例えば、配食事業の場合、食材費の高騰、利用者 の困窮化の狭間で、最低賃金+数円の時給確保が ギリギリであるのが現状だ。当初から食材の質に もこだわりたいとの理念があるため、有機野菜を 地元の有機農業研究会のメンバーに供給してもらい、地域組合員も余剰の農産物を持ち寄る等しているが、厳しさは変わらない。こうした中で、事業の継続性、利用者側の生活事情に配慮した価格設定、労働対価をバランスさせるのは容易ではない。

だからこそ、再分配機能の拡充が必須となるわけだが、「事業」を経由することで、運動の担い手も、「市場のアクター」とみなされ、「互酬」を「再分配」につなげる回路がかえって開拓しにくい可能性も生じる。

むろん、「事業」と連携できるからこそ、組合 員活動が地域への説得力を持つ場面も多い。した がって、基本的には、組合員活動が有する社会運 動機能の拡充に際し、「事業」遂行という実績を 背景に置きながら、ケアや配食事業を、人々の暮 らしを支える公共性の高い事業(キー・ワーク) として安定的・継続的に行なえる公的な仕組みの 構築を求める必要がある。

コロナ禍で、介護事業者の経営悪化と事業閉鎖 が相次ぐ事態を見ると、「互酬」を「再分配」に つなぐ仕組みの構築が容易でないことは明らかだ が、だからこそ、これを強化する取り組みが必要 だ。

(5) 補論〜補助線としてのイタリアのコミュニ ティ協同組合

それでは「互酬」を「再分配」につなぐ仕組み とは何か。

イタリアにおいても、広義の福祉、生活支援等を担う協同組合は、社会的協同組合を含め、基本的に労働者によって構成されるシングルステークホルダーであった。しかし、近年、サービスを利用する住民を含めたマルチステークホルダー型のコミュニティ協同組合が着目されつつある。その背景や経緯については、(田中、2018, 2020)を参照いただきたい。マルチステークホルダー型のコミュニティ協同組合は、主としてEUや国の緊縮

財政政策に苦しむ小規模自治体や大規模な被災 後、復興を模索する地域で着目されている。

本報告では、その機能の骨格に言及しつつ、日本のマルチステークホルダー型協同組合の参考としたい。

ここでは、条件不利地の暮らしと仕事をめぐり、 これまで2つの流れが連携することで「互酬」と 「再分配」との相互作用を生み出してきた経違を 見ていく。

①「再分配」に関わる制度整備

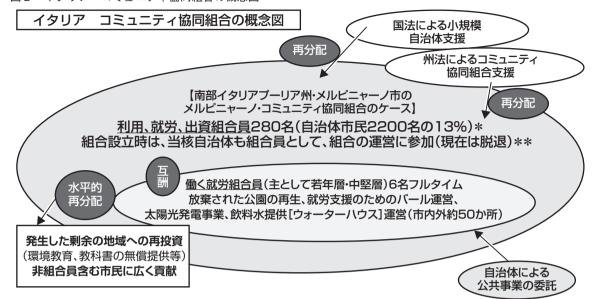
2017年10月、法律第158号として、「ボルギ保全法」(legge Salva Borghi 158/2017)が制定された。同法第1条では、その目的として「小規模自治体の社会的、環境的、文化的側面における持続可能な発展の促進と育成」を掲げ、その方法として「地域への居住を奨励し、その自然的、農村としての、歴史文化の、そして建築の継承資源を保護、評価する」とし、「暮らしに不可欠な社会サービス」「地盤の不安定化への対応」「小規模かつ広範囲に存する社会的共有財の保全・保護」等、地域に根付いた「生産的活動」を振興対象に据えた。

同法が2023年までに予定する公的予算支出は、総計1億ユーロ(約130億円)で額としては限定的だが、文化遺産、自然環境、歴史的街区の再評価、脆弱な国土の保全、学校の安全や交通アクセスの保障、再生可能エネルギーの普及、社会的経済及び生産的活動の、地域への定着が支出対象となる。また地域のコモンズの修復・活用に際しては、地域住民、特に若年層の起業を促進するとされた。

②「互酬」に関わる制度整備

同法にある地域の暮らしの保全と若年層の仕事確保に際しては、「コミュニティ協同組合」が社会的認知を得つつある。同協同組合は、過疎が深刻な地域では1990年代から、当初は労働者協同組

⁶ 法律158号の条文は、 http://www.gazzettaufficiale.it/eli/id/2017/11/2/17G00171/sg 参照。 同法正式名称は「小規模自治体の支援・有効化、および同自治体の歴史的中心部の再評価と再生のための規定」 (Misure per il sostegno e la valorizzazione dei piccoli comuni, nonche' disposizioni per la riqualificazione e il recupero dei centri storici dei medesimi comuni)



*同市が位置するプーリア州のコミュニティ協同組合支援のための州法(2014年5月20日制定)によれば、人口2500人以下の自治体でコミュニティ協同組合を構成する場合は、市民の10%を組合員とすることが求められている。

**州法第3条では、組合員として、自然人、法人、非常利目的のアソシエーション、財団に加え、「コミュニティ協同組合が所在する自治体を、組合員とすることができる」としている

合として構成されたが、地域全体でバックアップする仕組みが定着し、今日ではサービスを利用する組合員と提供する組合員とが一体となって構成されている。「コミュニティ協同組合」として、協同組合の運動陣営によって概念化されたのが2000年代後半であり、国レベルの制度は未だないものの、今日まで、イタリアの3分の1以上の州が支援法を制定している。

以上を概念化すれは下記のようになろう。

図2の意図するところは、下記2点である。

第一は、「互酬」的な共益組織である「協同組合」が、「互酬」「共益」に留まらない、「一般利益」(田中、2019)の担い手となっている点である。このことは以下2つによる。一つは、事業の提供先として、組合員を軸とした事業(太陽光発電)のみならず、地域に住む非組合員を対象とした事業(安心で安価な飲料水のガラス瓶での提供を通じペットボトル文化からの脱却)を幅広く合わせもつ点である。もう一つは、事業剰余を組織内で分割せず、組織外の地域の「一般利益」(主として貧困対策)のために提供すること、すなわち、市民が

事業によって生み出した富を、市民が活用すると いった「水平的な再分配」が機能している点であ る。

いずれも、本来なら自治体が主導する課題との 見方もあろう。現に低所得層対象の教科書無料提 供は、国の緊縮財政政策以前には、同自治体の事 業であった。しかし、むしろ事業と運動の結びつ きのためには、市民が意思決定に参加した事業創 出・遂行、そして剰余金処分の方が、地域の富の 循環を活発化できるのではないかとの仮説を(田 中は)もっている。

図2によって意図する第二の点は、こうした非営利的な事業組織を支える国、地方自治レベルでの支援策の存在(不在であればそれを作るための運動の必要性)である。ボルギ保全法やコミュニティ協同組合支援の州法は、当事者である小規模自治体や、中山間地での暮らしの維持を重視する環境団体が全国的なネットワークを駆使し、長期を費やして制度化につなげたもので、「再分配」の回路を、地道に拡充してきた結果といえよう(反原発等の先頭を切る環境団体が粘り強く、小規模

自治体の保全法の策定に取り組んだ経緯について は、(田中2018)参照)。

ただし、本稿冒頭にて言及したように、この取り組みにはジレンマもある。それは「一般利益」の担い手であることと背中合わせに、協同組合の設立や初期の運営が自治体主導となる傾向が強いことである。「連携」や「協働」に留まらず、州法上、自治体が協同組合の組合員となることができ、また実態としても自治体首長のコミットが強く、特に立ち上げ期にあっては両者の一体化がみられる点は、今後、批判的な検討がなされるべき課題だろう。

以上のことを踏まえるならば、「補助線としてのイタリア」の事例から私たちが学ぶべきは、以下3点ある。第一に、自治体および広域行政を射程に入れ、地方自治の土俵を活用して(補完性原理やミュニシパリズム)、制度・政策の策定と合わせながら市民事業の展開を図ること、第二に、事業本体の公共性(社会共通資本の保全)はもとより、剰余の活用方法として、地域全体に関わる課題に再投資する仕組みを、協同事業組織として備えること、また第三には、特に小規模自治体では、協同組合と自治体とが極度に親和的になりやすい傾向に抗して、協同組合の自律性の貫徹を、考え方の上でも実践の上でも確保していくことである。

*本研究に関わる発表論文等

【高齢者生協】

一田中夏子「2030年に暮らし・仕事とコミュニティを支える協同組合~高齢者生協のミッションを考える」『協同組合研究誌 にじ』671号、

2020年3月

【イタリア協同組合】

- 一田中夏子「イタリアの社会的協同組合及びコミュニティ協同組合における一般利益(l'interesse generale)とは何か:協同組合「第7原則」との関連を踏まえて」協同総研『協同の発見』 323号、2019年10月、pp.62-71
- 一田中夏子「イタリアの社会的協同組合と労働組 合の協働」『連合総研 DIO』 2020年2月号
- 一田中夏子「イタリアにおける『再国家化』下の 小規模自治体(コムーネ)と市民社会」都市計 画学会『都市計画』 334号、2018年9月、pp.44 -49
- 一田中夏子「地域の暮らしのサステナビリティとコミュニティ協同組合」小谷眞男・横田正顕編著『新世界の社会福祉4 南欧』 旬報社、2019年、pp.239-258
- 一田中夏子「海外レポート コミュニティ協同組合を考える(2)イタリア視察調査報告:イヴァン・ストメオ (Ivan STOMEO)氏(メルピニャーノ市長、Cooperativa di Comunita di Melpignano 設立者)のインタビューを中心に」協同総研『所報協同の発見』329号,2020年4月、pp.59-70
- 一田中夏子「資料から読むイタリアの社会的経済 コミュニティ協同組合をめぐる理論 的検討の手がかり"With Members and For Members?"を読む」協同総研『所報協同の発 見』333号、2020年8月、pp.40-52

(たなか なつこ、長野県高齢者生協理事長)